

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | | |
|--------|----------------------------------|------|-----------------------------------|---|--------------------------|----------------------------------|--|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価指標名(H17) ゴシック体が今回変更 | 政策評価指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 | |
| 1 | 障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るため | 1 | 障害者の地域での生活支援 | 障害者生活支援センター設置数 | 同左 | | |
| | | 2 | 重度障害者の家庭での生活支援 | グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者) | 同左 | | |
| | | 3 | 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実 | 要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合 | 同左 | | |
| | | 4 | 元気高齢者の生きがいづくり | | | | |
| | | 5 | 障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保 | ケアマネジメントリーダー数 | - | - | ・高齢者の自立を支援する介護支援専門員は、介護サービスの運営を担う人材の要であるが、これを支えるケアマネジメントリーダーを地域に適正に配置することが施策の効果を最も高めるものと考えられるため、「ケアマネジメントリーダー数」を政策評価指標とした。 |
| | | 6 | NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進 | | | | |
| 2 | どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり | 1 | 地域の中核的な病院の整備 | 入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率 | 圏域内入院率が8割以上の二次医療圏の数 | - | ・平成15年度の県の地域保健医療計画の改定により、二次医療圏を従来の5医療圏から10医療圏に細分化したことから、今回見直しを行うものである。 ・なお、県全体としての成果動向がより反映しやすい「県全体の圏域内入院率」に改めるものである。 |
| | | 2 | 周産期・小児医療体制の充実 | 周産期死亡率(出産千当たり) | 同左 | | |
| | | 3 | 救急医療体制の充実 | 救急搬送患者の二次医療圏内搬送率 | - | - | ・県事業の成果として、これまで遠くの圏域外の医療機関に依存していた救急医療が、身近な圏域内の医療機関で受けられることとなるものと考えており、こうした対応が可能になったかを示す指標を設定した。 |
| | | 4 | 精神医療体制の充実 | 精神障害者の措置入院者の県内対応率 | 同左 | | |
| | | 5 | 在宅ホスピスケアの推進 | 地区在宅ホスピスケア連絡会の結成数 | 同左 | | |
| | | 6 | 医療・保健を担う人材の養成・確保 | 医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合 | 同左 | | |
| | | 7 | 医療・保健・福祉の総合的な情報システムの構築 | | | | |
| | | 8 | 子どもや障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実 | | | | |
| 3 | 子どもを安心して環境安んずり育てることが | 1 | 安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実 | | | | |
| | | 2 | 出産や子育てのしやすい労働環境の整備 | | | | |
| | | 3 | 多様な保育サービスの充実 | 保育所入所待機児童数 特別保育事業実施率 | 同左 同左 | | |
| | | 4 | 子育て家庭の経済的な負担の軽減 | | | | |
| | | 5 | 子ども連れでも安心して活動できるまちづくり | | | | |
| | | 6 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 | 不登校児童生徒の在籍者比率(出現率) 児童相談所における児童虐待相談の相談率 | 同左 同左 | | |
| | | 7 | 青少年の健全育成 | 引きこもり支援機関の設置数 | 同左 | | |
| 4 | 誰もが暮らしやすい環境の整備 | 1 | バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発 | 外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合 | 同左 | | |
| | | 2 | 誰もが利用しやすい施設や道路等の整備 | 外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合 | 同左 | | |
| | | 3 | 誰もが利用しやすい情報の提供 | | | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | | |
|--------|---------------------|------|------------------------------------|-----------------------------|--|---|--|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価 指標名(H17) ゴシック体が 今回変更 | 政策評価 指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 | |
| | ルビデザリアンフ環 | 4 | 誰もが使いやすい製品づくり | | | | |
| | | 5 | バリアフリー等を進める専門家、NPO、ボランティアの育成 | | | | |
| 5 | づくりを健康に暮らすための取組 | 1 | 健康づくりに関する意識の向上 | 健康寿命(65歳時の平均自立期間) | 同左 | | |
| | | 2 | 生活習慣病の早期発見と予防 | 健康寿命(65歳時の平均自立期間) | 同左 | | |
| | | 3 | 歯と歯ぐきの健康づくり | | | | |
| | | 4 | 結核等感染症の予防と正しい知識の普及 | | | | |
| | | 5 | 難病患者等の健康維持の支援 | | | | |
| | | 6 | 地域リハビリテーションサービスの提供 | 健康寿命(65歳時の平均自立期間) | 同左 | | |
| | | 7 | 薬物乱用防止啓発活動の推進 | | | | |
| 6 | 境民が安心して安全な生活を送るための環 | 1 | 救急搬送体制の整備 | 高規格救急自動車数 | 同左 | | |
| | | 2 | 犯罪のない安心して暮らせるまちづくり | | | | |
| | | 3 | 事故のない安全で快適な交通社会の実現 | | | | |
| | | 4 | 食品や水道水などの安全確保 | 食の安全安心取組宣言事業所数 | - | - | ・「食の安全安心取組宣言」をする生産者・事業者が増えることは、両者の食の安全安心に関する意識が高まるとともに、消費者が安全で安心できる食品等を選択する目安が増えることとなり、県民総参加による「安全で安心できる食」の実現に資するものと考えられる。 |
| | | 5 | 建築物の安全性と適正な維持保全の確保 | | | | |
| | | 6 | 生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実 | | | | |
| | | 7 | 消費者被害の防止 | | | | |
| 7 | 美しい国土の保全と災害 | 1 | 地域ぐるみの防災体制整備 | 自主防災組織の組織率 | 自主防災組織参加率 | ・現指標の実態が見えない。実際には町内会等で構成されているこの組織が、災害時に実質的な自主防災組織として機能するか実態を調査した上で、指標とするにふさわしいか判断する必要がある。 | |
| | | | 各市町村における防災・震災訓練参加者数 | - | ・むしろ「防災マップの整備率」の方が指標として望ましいのではないかと。 | | |
| | | 2 | 水害から地域を守る河川等の整備 | ハザードマップ作成市町村数(洪水災害) | 同左 | | |
| | | 3 | 土砂災害から地域を守る地すべり対策等 | 土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数 | 土砂災害対策実施重点危険箇所数及び実施率 | ・率は整備対象数(分母)が変化することもあるので、対策箇所数を基本としてはどうか。 | |
| 4 | 高潮や高波等による災害に強い海岸の整備 | | | | ・指標は対策箇所数とし、また指標名についても県民に分かりやすいよう修正した。 | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | | |
|--------|-----------------|------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--|--|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価指標名(H17) ゴシック体が今回変更 | 政策評価指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 | |
| | 声に強い地域づくり | 5 | 震災対策の推進 | 各市町村防災計画（震災対策編）の更新平均年数 | 学校、社会福祉施設等公共機関の耐震化率 | <ul style="list-style-type: none"> ・本指標は、施策7「公共施設等の耐震改修」との関連もあり望ましくない。 ・政策評価での記述のとおり、当該施策は「その他の震災対策の推進」であることから、現指標は適切でなく本施策に合致した指標が設定されるべきである。 ・県では「第3次地震被害想定調査」を実施し、その成果として平成16年6月「宮城県地域防災計画（震災対策編）」の修正を行った。その波及効果として市町村における「地域防災計画（震災対策編）」の更新を期待できることから、本指標を新設した。 | |
| | | 6 | 地震防災のために必要な施設、設備の整備 | 防火水槽設置数 | 消防防災施設・設備の整備率 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災発生時には、消防水利としての防火水槽（耐震性を含む）及び火災に対し直接消火にあたる消防ポンプ車の充実が被害の拡大抑止のために特に重要であることから、この2点に限定し、市町村等における整備状況を示す指標として選定した。 ・現行の指標は、消防防災施設（消火栓、防火水槽等）と設備（消防ポンプ車、はしご自動車等）の合計数で算出していたが、意見のとおり同じウエイトでカウントするのは不適当であることから、今回から実態をより明確にするよう変更した。 | |
| | | 7 | 学校などの公共施設等の耐震改修 | 消防ポンプ自動車数 | - | | |
| 8 | 地球環境の保全 | 1 | 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減 | 1人当たり温室効果ガス年間排出量 | 1人当たり二酸化炭素年間排出量 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書をはじめとする国内外の地球温暖化対策においては、「温室効果ガス」として二酸化炭素のほか、メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン（HFC）・パーフルオロカーボン（PFC）・六フッ化硫黄（SF6）の計6種類のガスを対象としており、平成16年3月に策定した「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」でも同様としていることから「温室効果ガス排出量」に変更するもの。 |
| | | 2 | 新エネルギー等の導入促進 | 1人当たり温室効果ガス年間排出量 | 1人当たり二酸化炭素年間排出量 | - | 同上 |
| | | 3 | オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進 | | | | |
| | | 4 | 国際的な環境保全活動への積極的な関与 | | | | |
| | | 5 | 環境教育の推進、環境情報の提供 | | | | |
| | | 6 | 環境に配慮した生活様式、事業活動の促進 | | | | |
| 9 | 環境推進負荷の少ない地域づくり | 1 | 大気環境の保全 | 窒素酸化物排出量（自動車からの） | 同左 | | |
| | | 2 | 河川や湖沼、海等の水環境の保全 | 公共用水域（河川・湖沼・海域）の水質 | 同左 | | |
| | | 3 | 土壌汚染や地盤沈下の防止 | | | | |
| | | 4 | 騒音や振動の防止 | | | | |
| | | 5 | 悪臭の防止 | | | | |
| | | 6 | ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進 | ダイオキシン類排出量（一般廃棄物焼却施設からの） | 同左 | | |
| | | 7 | 環境負荷を減らす仕組みづくり | | | | |
| 10 | 全豊かな自然環境の保全 | 1 | 自然公園等の優れた自然環境の保全 | 自然環境が保護されている地域の割合 | 同左 | | |
| | | 2 | 身近な緑の保全・再生・創造 | | | | |
| | | 3 | 景観・歴史的環境の保全 | | | | |
| | | 4 | 野生動植物の保護 | | | | |
| | | 5 | 森林の適正な管理 | 民有林の人工林間伐実行面積割合 | 同左 | | |
| | | 6 | 自然とふれあう場や機会の提供 | みどりとふれあえる空間の面積（森林公園等の面積） | 同左 | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | |
|--------|-----------------|------|------------------------------------|---|--------------------------|----------------------------------|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価 指標名(H17) ゴシック体が 今回変更 | 政策評価 指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 |
| 11 | 循環型社会の形成 | 1 | 廃棄物の排出量の抑制 | 1日1人当たりごみ排出量 産業廃棄物排出量 | 同左 | |
| | | 2 | 廃棄物の資源化によるリサイクル | 産業廃棄物再生利用率 ごみのリサイクル率 | 同左 | |
| | | 3 | 廃棄物の適正処理の推進 | 産業廃棄物再生利用率 ごみのリサイクル率 | 同左 | |
| | | 4 | 資源循環に配慮した企業活動の推進 | | | |
| | | 5 | 県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進 | | | |
| | | 6 | 限りある資源の持続的な利用 | | | |
| 12 | 産た業技術開発の高度推進に向け | 1 | 創造的研究開発の推進 | 産業技術研究成果普及率 | 同左 | |
| | | 2 | 農業分野の研究開発 | 産業技術研究成果普及率 | 同左 | |
| | | 3 | 林業分野の研究開発 | 産業技術研究成果普及率 | 同左 | |
| | | 4 | 水産業分野の研究開発 | 産業技術研究成果普及率 | 同左 | |
| | | 5 | 工業分野の研究開発 | 産業技術研究成果普及率 | 同左 | |
| 13 | 新成長産業の創出・育成 | 1 | 医療・福祉関連産業の創出・育成 | 医療・福祉分野における産学官共同による先端的研究成果移転件数 | 同左 | |
| | | 2 | 環境関連産業の創出・育成 | 環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数 | 同左 | |
| | | 3 | IT(情報技術)関連産業の創出・育成 | 高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数 | 同左 | |
| | | 4 | 食関連産業の創出・育成 | 新たな食ビジネスへの進出企業数 | 同左 | |
| | | 5 | その他の新成長産業の創出・育成 | | | |
| | | 6 | 起業家の育成 | 起業及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率(ビジネスプラン作成事業者等の事業化率) 起業家講座・経営塾の支援による創業者、中小企業者等の株式公開企業数と事業所開業率 | 同左 同左 | |
| 14 | 新しい時代を担う産業人の育成 | 1 | 農林水産業の発展を担う人材の育成 | 意欲ある農林漁業者・経営体数 ・認定農業者数 ・認定林業事業体数 ・専門的漁業経営体数の割合 ・新規農林水産業就業者数 | 同左 | |
| | | 2 | 製造業等の発展を担う人材の育成 | 技能検定合格者数(累計) | 同左 | |
| | | 3 | 商業・サービス業の発展を担う人材の育成 | 商業・サービス業における研修受講者数及び研修参加企業の業務改善達成率 | 同左 | |
| | | 4 | IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成 | 情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数 | 同左 | |
| | | 5 | 人材育成に必要な指導者の育成 | | | |
| | 高度な産業技術の | 1 | 普及活動を推進する専門的技術者の養成 | | | |
| | | 2 | 普及を推進する施設の整備 | | | |
| | | 3 | 早く確実な技術移転 | | | |
| | | 4 | 技術に関する情報の迅速な提供 | | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | |
|--------|--------------------|--------------|--|--|--|---|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価指標名(H17) ゴシック体が今回変更 | 政策評価指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 |
| 15 | 普及推進 | 5 | 各産業分野の課題やニーズの適切な把握 | | | |
| | | 6 | 産学官連携による技術の普及 | 先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数 | - | ・基盤技術高度化支援センターが、市場ニーズにマッチした独自の精密加工に関する基盤技術の開発ならびにそれらの円滑な企業への技術移転を実施していくためには、産学における連携グループ(研究会等)が増えていく必要がある。 |
| 16 | 産業活力の連携と地域資源の活用による | 1 | 農林水産物の付加価値の向上 | アグリビジネス生産額 | 同左 | |
| | | 2 | 農林水産業や観光産業などの産業間の連携 | 地域資源活用事業創出件数 | 同左 | |
| | | 3 | 地域資源を活用した観光産業の振興 | 観光客入込数 | 同左 | |
| | | 4 | 地域間の連携による地域産業の育成 | | | |
| | | 5 | 地域資源を活用するための情報集積・情報提供 | | | |
| | | 6 | 農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成 | | | |
| | | 7 | 魅力ある商店街づくりによる商業の振興 | 中心市街地活性化基本計画策定市町村数及びTMO認定数 | 同左 | |
| 17 | 消費者ニーズに即した産業活動の展開 | 1 | 米、麦、大豆の高品質化と低コスト化 | みやぎ産品認知度・シェア ・農畜産物(生産額20億円以上の品目数) | 同左 | |
| | | 2 | 野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上 | みやぎ産品認知度・シェア ・農畜産物(生産額20億円以上の品目数) | 同左 | |
| | | 3 | 県産木材のブランド化と品質の向上 | 安心・安全なみやぎ産品の供給量 ・みやぎブランド材(品質基準適合製材品)出荷量 | 同左 | |
| | | 4 | 県産水産物のブランド化と品質の向上 | みやぎ産品認知度・シェア ・水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア) | 同左 | |
| | | | | 水産加工品品評会受賞品の継続製造・販売品目数 | 同左 | |
| | | 5 | 有機農産物等の生産 | 環境保全型農業に取り組み農家数の割合及び県認証制度、エコファーマー等取り組み農家数の割合 | 同左 | |
| | | 6 | 安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化 | 安心・安全なみやぎ産品の供給量 ・HACCP方式等高度衛生管理導入施設数 ・県産牛の出荷頭数 | 安心・安全なみやぎ産品の供給量 ・HACCP方式導入等施設数 ・県産牛の出荷頭数 | ・現況値と仮目標値が大幅に乖離しており見直しが必要である。例えば、宮城県の関係企業の実態に合った「簡易方式」を工夫・導入することで実質的にHACCP対応を強化していく必要がある。その際、他の県からも認知される方式を工夫して欲しい。 |
| | 7 | 県産品の流通・販売の促進 | みやぎ産品認知度・シェア ・農畜産物(生産額20億円以上の品目数) ・水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア) ・木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率) | 同左 | | |
| の産強化基盤 | の産強化基盤 | 1 | ほ場整備等農業に必要な基盤の整備 | | | |
| | | 2 | 漁港、漁場等水産業に必要な基盤の整備 | | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | | |
|--------|--------------------------|------|-------------------------------|------------------------------------|--------------------------|----------------------------------|--|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価指標名(H17) ゴシック体が今回変更 | 政策評価指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 | |
| 18 | の整備による生産力 | 3 | 林道など林業に必要な基盤の整備 | | | | |
| | | 4 | 企業活動に必要な工業団地等の基盤整備 | | | | |
| | | 5 | 戦略的な企業誘致 | 全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合 | 同左 | | |
| | | 6 | 物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備 | | | | |
| 19 | 足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 | 1 | 農業における経営基盤の強化 | | | | |
| | | 2 | 林業における経営基盤の強化 | | | | |
| | | 3 | 水産業における経営基盤の強化 | | | | |
| | | 4 | 中小企業の経営基盤の強化 | 製造品出荷額 | 同左 | | |
| | | 5 | 国際化への対応 | 国際経済コンサルティングの利用事業所数 宮城県の貿易額 | 同左 - | - | ・現指標だけでは「国際化への対応」を実現したかどうか判断できず、また、他の地域との比較を行うことは難しい。そのため、実際に貿易等をどの程度しているのかという項目からの検証が必要である。 |
| | | 6 | 農協、漁協、商工会等産業関係団体の育成 | | | | |
| | | 7 | 経営診断等の専門的人材の育成 | | | | |
| 20 | た産業多様な雇用業の二一開の推進に 対応し | 1 | IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発 | 県の支援による職業技術向上者数 | 同左 | | |
| | | 2 | より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制 | 県の支援による職業技術向上者数 | 同左 | | |
| | | 3 | 職業能力開発のための施設、設備の充実 | 県の支援による職業技術向上者数 | 同左 | | |
| | | 4 | 高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成 | 県の支援による職業技術向上者数 | 同左 | | |
| | | 5 | 企業内における職業能力開発の推進 | 県の支援による職業技術向上者数 | 同左 | | |
| | | 6 | 個人が自ら職業能力開発できる環境整備 | 県の支援による職業技術向上者数 | 同左 | | |
| | | 7 | 熟練技能者の能力の活用・継承 | | | | |
| 21 | 雇用の安定と勤労者福祉の充実 | 1 | 雇用の創出 | 緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員) | 同左 | | |
| | | 2 | 労働者の業種間の円滑な移動 | | | | |
| | | 3 | 勤労者福祉の充実 | | | | |
| | | 4 | 女性が働きやすい環境の整備 | 育児休業取得率 ファミリー・サポート・センターの設置箇所数 | 同左 同左 | | |
| | | 5 | 高齢者の雇用・就業機会の拡大 | シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率 | 同左 | | |
| | | 6 | 障害者の多様な就業対策 | 障害者雇用率 | 同左 | | |
| | | 7 | 新規学卒者の就職対策 | 新規高卒者の就職内定(決定)率 | 同左 | | |
| | | | 総合学科等の新しいタイプの県立学校数 | 同左 | | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------------------|--|---------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価 指標名(H17) ゴシック体が 今回変更 | 政策評価 指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 |
| 22 | 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 | 1 特色ある学校づくり | 児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校) ・学習状況調査において通過率60%以上の問題数の割合 ・授業が分かると答えた児童生徒の割合 ・家庭での自主的な学習に取り組む児童生徒数の割合 | 同左 | | |
| | | | 生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校) ・平日に校外での学習時間が2時間以上の生徒の割合 ・現役進学達成率 | 同左 | | |
| | | | 外部評価実施学校(小・中・高)の割合 | 同左 | | |
| | | 2 不登校児童生徒等への支援 | 不登校児童生徒の在籍者比率(出現率) | 同左 | | |
| | | 3 障害児教育の充実 | 知的障害養護学校における通学距離が20km以内の児童生徒の割合 | 同左 | | |
| | | 4 私立学校教育の振興 | | | | |
| | | 5 大学等高等教育の充実 | 県立大学卒業生の就職率 | 同左 | | |
| 6 地域に開かれた学校づくり | 全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合 | 同左 | | | | |
| | 10日以上授業公開日を設定している学校の割合 | 同左 | | | | |
| 7 地域社会と学校教育との協働の推進 | | | | | | |
| 23 | 環境に合わせた学び楽しむ | 1 多様なニーズに対応した学習機会の提供 | みやぎ県民大学受講者数(累計) | 同左 | | |
| | | | 公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり) | 同左 | | |
| | | 2 地域の主体的な生涯学習を支援する人材の育成 | | | | |
| | | 3 行政、大学及びNPO等生涯学習に関わる様々な機関・団体のネットワーク化 | | | | |
| | | 4 生涯学習を支援する関連施設の整備・充実 | | | | |
| 5 生涯学習に関する様々な情報提供システムの充実 | | | | | | |
| 24 | 現男と女社会の参加の形が社会で実 | 1 男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり | 県の審議会等委員の女性比率 | 同左 | | |
| | | | 2 青少年の社会参加 | | | |
| | | | 3 障害者の社会参加 | | | |
| | | 4 高齢者がいきいきと生活する社会づくり | 高齢者のうち就業・社会活動している者の割合 | 同左 | | |
| | | 5 女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護 | 提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合 | 同左 | | |
| 26 | 保地域やの振興となる文化・芸術の | 1 文化財、伝統文化の保存・継承・活用 | | | | |
| | | | 2 美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり | 県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数 | 同左 | |
| | | 3 県民が行う創作活動や表現活動への支援 | 県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数 | 同左 | | |
| | | 4 食文化等の生活文化の保存・継承・活用 | 食文化の醸成に取り組む市町村の割合 | 同左 | | |
| | | 5 文化・芸術活動を創造・先導する人材の育成 | | | | |
| | | 6 海外との文化交流等の推進 | | | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | | |
|--------|-------------------------|------|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|--|--|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価指標名(H17) ゴシック体が今回変更 | 政策評価指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 | |
| 27 | 多様な主体の協働による地域づくりの推進 | 1 | 県・市町村・住民の協働による地域づくり | - | 県・市町村・住民の協働による地域づくりの実践数 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標の定義・基準が曖昧である。 ・県が補助金等を通じて関与したものを「実践例」とすることも問題である。 ・さらに、「実践数」は一度やれば累積するのか、継続した努力を要件とするのか。本来後者であるべきで、その場合指標値の設定は高すぎるといえる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実践数はその年度に県が市町村や地域住民と一体となって地域づくりを行った数をカウントし、一過性のもはカウントしていない。なお、県が補助金等を通じて関与したものを「実践例」としているものではない。 ・地域づくりの手法が市町村等にある程度定着したこと、また、市町村合併等の進展により住民を主体とする地域づくりは市町村が担うことがこれまで以上に期待されるところであり、県関与は自ずと小さくなること望ましいことから、今回政策評価指標を廃止することとした。 |
| | | 2 | NPO(民間の非営利組織)の活動の支援 | NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位) | 同左 | | |
| | | 3 | 環境美化運動など地域コミュニティ活動 | | | | |
| | | 4 | 住民主体の地域福祉活動等の推進 | | | | |
| | | 5 | 市民団体等のネットワークづくり | | | | |
| 33 | 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 | 1 | 仙台空港の機能の強化と活用 | 仙台空港利用者数(国内線、国際線) | 仙台空港利用者数(国内線、国際線) | <ul style="list-style-type: none"> ・現況値が仮目標値を大きく下回り、目標値の下方修正の時期にあると考えられる。 <理由> ここ数年の需要低迷は国際テロやSARS等の影響と考えられるが、これが取り除かれれば目標値に向かって軌道修正されるとは考えにくい。 目標値である交通需要量は運輸事業の経営の基礎となるものであり、社会経済情勢に変化に応じ定期的にチェックする必要がある。 平成15年度に最新の社会経済情勢に基づく需要予測検証作業を行っておりこの成果を活かすべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度「仙台空港アクセス鉄道の需要予測検証」に基づき目標を修正した。 ・従来、平成9年度調査結果を目標値の設定根拠としていたが、最新の社会経済情勢に基づく需要予測の検証に基づき目標値の修正を行うものである。 ・目標値としては、国内線は微減であるものの、国際線については当面既存路線である中国、韓国等のアジア便の維持安定を図ることとしている。 |
| | | 2 | 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用 | 仙台空港利用者数(国内線、国際線) | 仙台空港利用者数(国内線、国際線) | 同上 | 同上 |
| | | 3 | 仙台国際貿易港の整備と活用 | 仙台塩釜港(仙台港区)外貨コンテナ貨物取扱量 | 同左 | | |
| | | 4 | 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用 | 仙台港背後地地区市街化率 | 同左 | | |
| | | 5 | 地域を支える港湾の整備と活用 | | | | |
| | | 6 | 輸出入を促進する貿易振興策の充実 | | | | |
| 34 | 国内の交流を進めるための交通基盤の整備 | 1 | 高速道路の整備 | 高速道路IC40分間交通圏カバー率 | 同左 | | |
| | | 2 | 国道、県道、市町村道の整備 | 高速道路IC40分間交通圏カバー率 | 同左 | | |
| | | | | 道路の改良率 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・国内の交流を進めるための施策「一般道路の整備」と指標「高速道路IC40分間交通圏カバー率」は結びつかない。施策内容はICアクセス道路に限定されたものの定義がなく、ここでは広く高速道路を除く一般道路整備とみるのが自然である。 ・一般道は部分供用による効果が出やすいが、現在の指標を採用する限り施策の成果を正当に評価することは困難である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の指標「高速道路IC40分間交通圏カバー率」は、高速道路の整備率に大きく依存するため、本施策を「一般道路の整備」ととらえれば直接的な指標とは言えない。このため、本施策の推進結果をより直接的に表すものとして「道路の改良率」を追加した。 |
| | | 3 | バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備 | | | | |
| 4 | 高齢者相互の連携の強化 | | | | | | |

| 施策体系 | | | | | 平成16年度の検討経緯 | | |
|--------|------------------------|------|----------------------------|---------------------------|--------------------------|--|---|
| 政策整理番号 | 政策名 | 施策番号 | 政策評価指標名(H17) ゴシック体が今回変更 | 政策評価指標名(旧) | 県行政評価委員会 政策評価部会 意見 | 左記意見等に対する 指標の変更経緯 及び新規選定理由 | |
| 35 | 国際性豊かな国際交流の育成と国民参加型の推進 | 1 | 国際化を担う人材育成の推進 | A L T (外国語指導助手) 1人当たりの生徒数 | 同左 | | |
| | | 2 | 外国人の暮らしやすい環境づくり | 県内外国人留学生数 | 同左 | | |
| | | 3 | さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進 | 公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数 | 同左 | | |
| | | 4 | 国際交流活動を支える体制づくり | | | | |
| 36 | 高度情報化に対応した社会の形成 | 1 | 高速情報通信ネットワークの整備 | インターネット人口普及率 | インターネット世帯普及率 | ・利用世帯数がきめ細かく算定できるような工夫が必要である。 | ・従来の指標「都道府県別インターネット世帯普及率」は、調査を行っていた民間リサーチ会社が都道府県別のデータの発表を中止したため、それに代わる類似の指標(出所:総務省の情報通信白書)を選定した。 ・国のe-Japan戦略では「2005年までのインターネット個人普及率を60%以上とする」ことを目標としており、本県の2005年の目標を60%、2010年の目標は80%に設定している。 |
| | | 2 | 産業の情報化、情報産業等の集積促進 | 情報サービス産業企業数 | 同左 | | |
| | | 3 | 県民生活に関する情報化の推進 | | | | |
| | | 4 | 電子自治体化の推進 | 電子申請・届出件数の割合 | ホームページ開設率(県庁の課室、公所及び市町村) | ・ITにより県民がどこでどんなサービスを受けられるかが課題。ホームページを開設することは今や常識であり、いかに活用度を上げているかが評価の対象と考える。 | ・従来の指標「ホームページの開設率」は、既に100%を達成していることなどから指標としての意義が失われてきている。 ・一方、国の「e-Japan重点計画」においては「2003年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する」としている。本県においても、これに呼応する形で平成14年10月に「電子県庁推進アクションプログラム」を策定し電子自治体化への取組みを進めているところである。 ・こうしたことから、「電子申請・届出件数の割合」を評価指標として設定するものである。ただし、電子申請システム等の導入時期が平成17年5月であることから、平成17年度評価での現況値は0%とならざるを得ない。 |
| | | 5 | 次世代を担うIT人材の育成 | コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率 | 同左 | | |
| | | | インターネット人口普及率 | インターネット世帯普及率 | - | 施策1と同じ | |